

議案第 21 号

市川市こども発達センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について

市川市こども発達センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 9 月 5 日提出

市川市長 田 中 甲

市川市条例第 号

市川市こども発達センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 市川市こども発達センターの設置及び管理に関する条例（平成 16 年条例第 45 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条の表市川市こども発達相談室の項を次のように改める。

市川市こども発達 相談室	1 こども又はその保護者に対し、当該こどもの発達障害に関する相談に応じ、支援を行うこと。 2 音声言語により意思疎通を図ることに支障があるこども又はその保護者に対し、当該こどもの言語機能の維持向上を図るための相談に応じ、支援を行うこと。
-----------------	---

第 13 条中「発達障害」を「発達障害等」に改める。

第 18 条を次のように改める。

第 18 条 削除

第 2 条 市川市こども発達センターの設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

目次中「第18条」を「第17条」に、「第19条―第23条」を「第18条―第22条」に、「第6章 市川市そよかぜキッズの設置等(第24条―第34条)」を「第7章 補則(第35条・第36条)」に改める。

第5条の2第1項第4号中「あおぞらキッズ若しくは」を「あおぞらキッズ又は」に改め、「又は第24条に規定する市川市そよかぜキッズの使用料若しくは第33条第3項に規定する利用料金(以下「あおぞらキッズの使用料等」という。)」を削る。

第9条の2第1項第4号中「の使用料等」を「又はおひさまキッズの使用料」に改める。

第18条を削り、第5章中第19条を第18条とし、第20条から第23条までを1条ずつ繰り上げる。

第6章を削る。

第35条中「又はそよかぜキッズ」を削り、第7章中同条を第23条とし、第36条を第24条とする。

第7章を第6章とする。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第1条の規定は、同年1月1日から施行する。

(使用料に関する経過措置)

- 2 第2条の規定による改正前の市川市こども発達センターの設置及び管理に関する条例(以下「旧条例」という。)第33条第3項に規定する利用料金を滞納している者に係る第2条の規定による改正後の市川市こども発達センターの設置及び管理に関する条例第5条の2第1項(第4号に係る部分に限る。)及び第9条の2第1項(第4号に係る部分に限る。)の規定の適用については、なお従前の例による。

(利用料金に関する経過措置)

- 3 令和8年4月1日前に生じた旧条例第33条第1項の規定による通所給付決定保護者の知的障害児等機能訓練等業務の利用に係る料金を納めなければならない義務及び同日前に生じた同条第2項の規定による旧条例第27条第1号ウの決定に係るこどもの保護者の日中一時支援の利用に係る料金を納めなければならない義務については、なお従前の例による。

(損害賠償に関する経過措置)

- 4 令和8年4月1日前に市川市そよかぜキッズの施設又は設備を壊し、汚し、又は失わせたものに係る旧条例第35条の規定による当該施設又は設備を原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない義務については、なお従前の例による。

## 理 由

障がいのある子どもへの支援の更なる充実を図るため、そよかぜキッズの運営を民間事業者に引き継ぐことから、公の施設としての供用を廃止するほか、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。